



認定日本語教育機関 教育課程編成のための指針（案）

令和5年8月29日

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第3回）資料4

本指針の目的

- 認定日本語教育機関が、認定を受けようとする各課程が目指す日本語能力を習得させるために必要な教育内容、到達レベル、評価方法等を明確化することで教育の水準を確保する。
- 本指針は、認定日本語教育機関法及び同施行規則に基づき、国内すべての認定日本語教育機関が各課程で教育課程を編成する際の拠り所として、共通的に要件を示すことを目的としている。

考え方

- 認定日本語教育機関は、教育課程の編成にあたって本指針で示された内容を網羅し、対象とする分野の特性をふまえ、「日本語教育の参照枠」を参照しながら、目的及び到達目標、学習目標に対応した教育内容を適切かつ体系的に定め、目標とする日本語能力が習得できるよう授業を設計、実施する。

留意点

- 多様性を尊重した上で、各機関が責任をもって日本語教育に取り組む枠組みを構築することで教育の質保証を目指すものである。したがって、それぞれの分野における地域や現場のニーズ、各機関の独自性が教育課程に反映されることを阻害するものではない。
- 本指針で共通化した要件は示すものの、認定日本語教育機関が実施する教育内容を規定するためのものではない。それぞれの機関が本指針を土台として、発展的に教育内容を計画、実施し、学習者への評価を丁寧に行うことが重要である。
- 各認定日本語教育機関において教育課程を編成する際には、本指針の内容を踏まえるとともに、各機関において分野等の特性を踏まえた創意工夫を加え、体系性を維持した教育課程になるよう留意すること。

教育課程における確認事項

- 教育課程の目的・目標が規定されていること。
- 修業期間等、課程の時間的な枠組みが規定されていること。
- 課程の内容に関すること、授業の方法等が規定されていること。
- 修了要件が定められていること。

※対象となる者と、その対象にどのような水準の日本語教育を実施することを目的とするかを規定し、適切な目標を設定する。

I 留学分野 1. 教育課程編成の考え方

- 在留資格「留学」をもって在留する外国人を主たる学習者とする。
- 大学、大学院、専門学校等の高等教育機関（以下、大学等）で教育を受けるための日本語能力を身につける、我が国での就労を希望するのに必要となる日本語能力を身につける、又は自己研鑽として日本語能力を向上させるといった多様で幅広い目的を踏まえ、学習者（生徒）の目標や進路目的に沿った教育内容を行うことを目的とする。
- 留学分野においては、各機関の教育理念や教育目標、特色に照らし、当該課程における主に対象とする学習者（生徒）の、学習目的や特性等を踏まえた適切な教育内容、特に、学習者（生徒）が希望する進路に送り出すために必要かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施することが求められる。
- 課程の名称は、学習者（生徒）等が日本語教育機関の選択の際に、教育に関する情報が確認できるよう、必ず主たる目的と修業期間を端的に示した名称 とすること。
その上で、より明確に伝わる工夫を加えた名称にすることができる。
※最低限、進学かそれ以外の目的かが、わかる名称であること。
（例）進学2年課程、就職準備1年6か月課程、教養1年課程

I 留学分野 1. 教育課程編成の考え方

- 留学分野においては、単に知識量の多さや試験の合格のみで日本語能力を判定するのではなく、大学等において専門教育を受けたり、日本企業への就職を目指すといった、学習者（生徒）が目的とする進路への円滑な接続を目指すのに必要となる言語的な知識や技能に加え、学習者（生徒）が自ら、自分を取り巻く社会や学術的な話題に関心を持ち、情報の適切な取捨選択や、多角的な視点で考え発信することなど、主な進路先で求められる日本語能力、日本語学習に関する意欲・態度についても、到達目標、学習目標、学習内容に盛り込む。

I 留学分野 2. 課程の到達レベル・到達目標と留意点

- 課程を通して目標とする到達レベルと、日本語能力に関する到達目標を設定する。
- 課程の到達目標は、「日本語教育の参照枠（報告）」の「全体的な尺度」及び「言語能力別の熟達度」を参照し、各機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）をふまえ、具体的な言語能力記述文（Can do）で設定すること。
- 目標の中には、課程修了時に、学習者（生徒）が身につけることが望まれる日本語能力が含まれていること。
- 課程の到達目標を定める上で参照する到達レベル別、言語活動別の学習目標については別表の通りである。別表で示されているCan doほか、「日本語教育の参照枠（報告）」で示されているCan doを選択するほか、必要に応じて一部修正したり、新たなCan doを作成したりする。
- 五つの言語活動の各到達レベルは、当該課程の目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合、言語活動ごとの到達レベルについて、異なるレベルを設定することを妨げない。この場合、当該課程全体の到達レベルは、五つの言語活動の異なる到達レベルのうち最も低いものを基準として設定する。

I 留学分野 3. 修業期間・学習時間

- 留学分野の教育課程の編成にあたっては、目的と教育効果を考慮し、一定の期間、長期的かつ継続的な学習が可能であることを前提とする。
- 主となる対象者の背景や特性（漢字圏・非漢字圏、学習歴、目標とする進路等）、想定する入学当初の日本語レベルを明確にし、具体的にどのような日本語能力を身につけるかを踏まえ、当該課程が目標とするレベルに到達するために適切かつ必要な修業期間を設定し、十分な学習時間を確保すること。
- 目標レベルに必要となる学習時間は、最低でも150時間の日本語学習経験がある者がB2レベルを目指す課程では700～1070時間（935～1428単位時間）以上を目安とすること。
- 学習時間は、修業期間内に最低必要な時間を確保して教育課程を編成するのではなく、進学先での授業、講義、就職する企業での業務に十分対応できること等、先に設定した到達レベル、到達目標を踏まえ、必要かつ適切な学習時間を設定すること。

I 留学分野 4. レベル設定及び学期

- 教育内容の実施にあたっては、定期的に学習評価の機会を設け、一定の期間ごとに言語活動ごとに評価（到達度の確認、学習状況の振り返り、学習目標の再設定等）を行う。
- 日本語能力の向上を定期的に評価するため、当該課程の設置目的と到達目標をふまえ、修業期間と総学習時間を、適切な学習期間・学習時間で区切り、レベルを設定する。
- レベルは「日本語教育の参照枠」に対応させながら、設定する。
- レベルごとの到達目標を設定し、教育内容、1週あたりの授業時間数、学習成果の評価を行う時期を定める。
- 必要な学習時間、当該課程におけるレベルの設定、学習成果の評価や内容が明確に示され、体系性が担保されていること。
- レベルの設定にあたっては、機関が設定した学期とレベルを連動させて設定することもできる。
- 留学分野においては、進学や就労の開始時期をふまえて設けられた終期と、目標とする到達レベルに達する時期とがずれないように留意する。

I 留学分野 5. 学習内容

- 当該課程が主に対象とする学習者（生徒）が、目的とする進路においてどのような日本語使用が求められ、どのような言語活動について、どのくらいのレベルが求められているかを十分に踏まえた上で、必要な日本語での言語活動を想定し、学習内容、主な手法を設定し、計画的に実施すること。
- 設置する課程においては、課程全体を通して、「日本語教育の参照枠（報告）」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（会話・発表）」「書くこと」）を盛り込むこと。
- 方略（ストラテジー） 能力についても日本語能力の一部として学習活動を行うこと。
- 社会・文化的情報、交流・体験活動、総合学習の要素を学習内容として盛り込み、たとえば、地域を始めとする多様な他者との交流、機関内外を問わずさまざまな体験の機会を通して、社会について理解を深め、地域社会との関わりを意識し、社会に参加する意欲・態度を醸成する機会や時間を設定できることが望ましい。
実施にあたっては、目的、目標、実施方法、評価方法等について計画し、予め、教育課程に組み込むこと。

I 留学分野 6. 授業科目

- 当該課程の修業期間、必要となる学習時間を設定し、学期ごとの科目配置を予め定めること。
- 「日本語教育の参照枠（報告）」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（会話・発表）」「書くこと」）を扱う科目を設定すること。
- 「聴解」や「会話」のように、一つの言語活動を扱う科目のほかに、当該課程の目的に応じて複数の言語活動を組み合わせた科目を設定することが望ましい。
- 分野の特性や学習ニーズをふまえ、必要に応じて、五つの言語活動以外に必要な科目と教育内容を組み込むこともできる。その際、科目の目的を明らかにすると同時に、収容定員等、定められた基準の範囲内で実施すること。
- 各科目については、修業期間を通した到達目標と、段階的に設定したレベルごとの学習目標を具体的な言語能力記述文（Can do）で設定する。
- 科目ごとに教育内容、学習成果の評価の方法を定め、課程開始時並びに学期開始時、また必要に応じて、学習者（生徒）に対し、丁寧に説明し共有すること。

I 留学分野 7. 教材等

- 学習目標、科目や学習内容、学習成果の評価に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定すること。
- 一つの教材を、複数の学期や複数の科目にまたがって横断的に使用する場合も、科目別の目標、学習内容に照らして、適切に使い分けられるよう、使用予定の箇所を予め明確にしておくことが望ましい。
- 各課程の目的と到達目標に応じて、専門書や時事に関するテーマを扱ったニュースや新聞等の媒体を教材として使用したり、教育内容に関連のあるさまざまな分野の人材（リソースパーソン）を活用した学習活動を実施したりすることを推奨する。
- 市販教材、独自に作成した教材を使用する際は著作権を侵害することのないように注意すること。

I 留学分野 8. 学習成果の評価 及び 9. 課程の修了要件



- 教育課程は、各課程の到達目標、学習目標の設定から学習成果の評価方法、評価項目や評価基準、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成する。
- 学習成果については、課程全体、学期、科目ごとに評価を行うこととする。必要があれば単元やモジュールごとの評価も実施すること。
- 評価方法は、単元ごとのテストや定期試験に限定せず、必要に応じて、パフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物提出など、形成的評価・総括的評価を授業の目的と照らして適切に組み合わせ、必要な評価ツールを用いる。評価活動そのものを課程の学習活動に組み入れるようにし、実施にあたっては学習者と評価基準を共有すること。
- 学習内容の習得度を測る到達度テストだけでなく、学習者（生徒）のある時点での日本語能力を測る熟達度テストも必要に応じて組み込む。その際、実施の目的や時期、結果の活用方法等を予め設定し、計画的に実施することが求められる。

I 留学分野 8. 学習成果の評価

- 各課程において、前述した留学分野の特性等を踏まえた日本語能力の向上のほか、論理的思考力、円滑な人間関係を構築していくための異文化間能力、日本語学習に関する意欲・態度などを目標に組み込んでいる場合は、多様な評価方法を組み合わせ、適切な評価活動を実施すること。
- 設定した評価の内容、成績基準等については、事前に教員・学習者（生徒）と共有することを必須とする。
- ※ 日本語学習にあたっては、自立した言語使用者として生涯に渡り日本語を学んでいくための意欲・態度の醸成が必要である。そこで、学習を自ら管理する能力の向上を目指す学習活動を組み込むようにし、チェックリストを用いた自己評価、学習目標の設定等、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てるようにすることや、学習の振り返りやポートフォリオ作成等をとおして、学習計画を自分に合った方法で管理したり調整したりすることができるようになることを目標とする学習活動を各課程の各レベルにおいて 適切な時間を配分した上で実施する。

I 留学分野 9. 課程の修了要件

課程の修了については、各課程で定めた到達目標及び学習目標を踏まえた上で、出席率等を勘案し、学習成果の評価の結果をもとに適切な要件を設け、課程の開始時に学習者に伝えること。

Ⅱ 就労分野 1. 教育課程編成の考え方

- 就労分野においては、我が国での就労又は就労を希望するために求められる、業種、職種ごとに異なる日本語能力を身につけることに加え、業務遂行のための課題達成に必要な日本語能力や、就労を通じた自己実現のためのキャリアプランを描きつつ、そのために必要な日本語能力を意識し、課程修了後も自律的に日本語学習を続けることができる能力を育成していくことを目的とする。
- 課程の編成にあたっては、各日本語教育機関の教育理念や教育目標、特定の業種、職種における指導実績等に照らし、当該課程における学習者の学習目的や特性、就労探索や就労継続等の段階等を踏まえ、適切な教育内容、学習者が希望する業種、職種に送り出すために必要かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施すること。

Ⅱ 就労分野 2. 課程の到達レベル・到達目標と留意点

- 課程の到達レベルは日本語学習の経験がない者が、「日本語教育の参照枠」（報告）で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（会話・発表）」「書くこと」）全てにおいて、B1以上の日本語能力を身に付けることができる課程を1つ以上置くこと。
- 各課程の目的及び学習者の日本語能力に応じてB2以上の課程を置くこともできる。
- 課程の到達目標は、各日本語教育機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）をふまえ、具体的な言語能力記述文（以降、Can doとする。）で設定すること。
- 課程の到達目標は、「日本語教育の参照枠」（報告）「全体的な尺度」及び「言語能力別の熟達度」のほか、「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」「就労場面における日本語能力：参照表」を参照すること。
- 適切な到達目標を選ぶことが難しい場合は、これらで示されているCan doを一部修正したり、新たなCan doを作成したりすることができる。
- 五つの言語活動の各到達レベルは、当該課程の目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合、言語活動ごとの到達レベルについて、異なるレベルを設定することを妨げない。この場合、当該課程全体の到達レベルは、五つの言語活動の異なる到達レベルのうち最も低いものを基準として設定する。

Ⅱ 就労分野 3. 修業期間・学習時間

- 修業期間は、設置する各課程の目的に照らし適切に定めることができ、個々の学習者は修業期間の一部を履修することができる。
- 修業期間の始期・終期は校長が定めることができる。
- 学習時間は、A1～B1の課程は最低350時間（A1:100時間、A2：100時間、B1：150時間、単位時間ではない。）以上とする。
- 漢字を含む文字指導については、漢字圏・非漢字圏、識字の状況などの学習者の背景や年齢などを踏まえて適切な学習時間を確保すること。

Ⅱ 就労分野 4. レベル設定及び学期

- 定期的に学習評価の機会を設けるため、当該課程の修業期間を通して学習することを前提とした上で、修業期間を適切に区切った学期を定めること。
- 学期を定める際は、各課程の設置目的と到達目標、修業期間、総学習時間を勘案し、1週当たりの授業時間数、修了までの週数、学期ごとの到達レベル、到達目標を設定し、必要となる学習時間数を定めること。
- レベルは、「日本語教育の参照枠」に対応させながら設定する。
- 学期ごとに学習成果の評価として、評価基準を学習者に公表した上で到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施すること。
- 「日本語教育の参照枠」の習得レベル基礎段階の言語使用者となるA1レベル相当の修了後、A2レベル相当の習得や、自立した言語使用者としてのレベルであるB1レベル相当以上の学びにつながる設定の在り方を検討し、学習者の多様なニーズに対応する。

- 各課程においては、課程全体の到達レベル、到達目標を定めた上で、各学期の授業科目、単元（ユニット、モジュール）ごとに（１）～（３）の学習内容を踏まえて学習目標を定めること。

（１）日本語能力【必須】

- ・「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（会話・発表）」「書くこと」）別にCan doで学習目標を示すこと。
- ・方略（ストラテジー）能力についても日本語能力の一部として学習活動を行うこと。
- ・異文化間能力のほか、日本語学習などに関する意欲・態度についても学習目標として定めることが望ましい。

（２）学習を自ら管理する能力【必須】

- ・自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てること。
- ・学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすること。

（３）推奨する学習内容

- ・就労場面における社会・文化的情報：就労慣行やビジネスマナーなど
- ・交流・体験活動：職場見学や職業体験、異業種交流など
- ・総合学習：業界研究、企画についてのプレゼンテーションなど

Ⅱ 就労分野 6. 授業科目

- 各課程の編成においては、学期ごとの到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえて授業科目を定めること。
- 授業科目ごとに適切な学習時間、到達レベル、到達目標、学習内容を踏まえた学習目標、学習成果の評価方法、学習内容、教材を定め、学習者と評価基準を共有すること。
- 日本語学習の経験がない者が、B1以上の日本語能力を身に付けることができる課程の各学期においては、五つの言語活動を扱う科目を定めること。
- 各課程の設置目的、育成する日本語能力を勘案し、聴解、会話などの個別の言語活動を扱う科目だけでなく、複数の言語活動を扱う言語活動統合型の科目設置についても考慮しつつ、学期に設置される科目全体で五つの言語活動を扱うこと。
- 分野の特性や学習ニーズをふまえ、必要に応じて、五つの言語活動以外に必要な科目と教育内容を組み込むこともできる。その際、科目の目的を明らかにすると同時に、収容定員等、定められた基準の範囲内で実施すること。

Ⅱ 就労分野 7. 教材等

- 学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成するものとする。
- 各課程の目的と学習目標に応じて、業務マニュアルや操作マニュアル、作業の手順書を教材として使用したり、適当なレベルの段階で場面に応じた関連キーワードを盛り込む、企業の担当者や技術者などの人材（リソースパーソン）を活用した学習活動を実施したりすることを推奨する。
- 市販教材、独自に作成した教材を使用する際は著作権を侵害することのないように注意すること。

Ⅱ 就労分野 8. 学習成果の評価

- 各課程は、学習目標の設定から学習成果の評価方法、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成すること。
- 学習成果については、課程全体、学期、授業科目、単元（ユニット、モジュール）ごとに評価を行うこととし、評価活動そのものを課程の学習活動に組み入れ、学習者と評価基準を共有すること。
- 就労を通しての自己実現について考えるなどのキャリア教育の視点、円滑に就労を進めていくための異文化間能力、日本語学習に関する意欲・態度などを学習目標として設定している場合は、多様な評価方法を組み合わせて、適切な評価活動を実施すること。

Ⅱ 就労分野 9. 課程の修了要件

課程の修了については、各課程で定めた到達目標の達成度や出席率などを踏まえた修了要件を設け、課程の開始時に学習者に伝えること。

Ⅲ 生活分野 1. 教育課程編成の考え方

- 生活分野における教育課程（以降、課程とする）は、地域社会で自立した生活を送るための日本語能力を身につけることに加え、生涯を通じて日本語を学び、管理する力を身につけ、課程修了後も自律的に日本語学習を続けることのできる能力を育成していくことを目的とする。
- 課程の編成にあたっては、各日本語教育機関の教育理念や教育目標、実施する地域の実情に照らし、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月29日文化審議会国語分科会）で示されている以下の目標を踏まえること。

日本語を使って以下の事柄ができるようにすることを目標とする。

- ・健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
- ・自立した生活を送ることができるようにすること
- ・相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること
- ・文化的な生活を送ることができるようにすること

Ⅲ 生活分野 2. 課程の到達レベル・到達目標と留意点

- 課程の到達レベルは、日本語学習の経験がない者が、「日本語教育の参照枠（報告）」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（会話・発表）」「書くこと」）全てにおいて、B1以上の課程を1つ以上置くこと。
- 各課程の目的及び学習者の日本語能力に応じてB2以上の課程を置くこともできる。
- 課程の到達目標は、各日本語教育機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）をふまえ、具体的な言語能力記述文（以降、Can doとする。）で設定すること。
- 課程の到達目標は「日本語教育の参照枠」（報告）「全体的な尺度」及び「言語能力別の熟達度」を参照すること。
- 適切な到達目標を選ぶことが難しい場合は、これらで示されているCan doを一部修正したり、新たなCan doを作成したりすることができる。
- 五つの言語活動の各到達レベルは、当該課程の目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合、言語活動ごとの到達レベルについて、異なるレベルを設定することを妨げない。この場合、当該課程全体の到達レベルは、五つの言語活動の異なる到達レベルのうち最も低いものを基準として設定する。

Ⅲ 生活分野 3. 修業期間・学習時間

- 修業期間は、設置する各課程の目的に照らし適切に定めることができ、個々の学習者は修業期間の一部を履修することができる。
- 修業期間の始期・終期は校長が定めることができる。
- 学習時間は、A1～B1の課程は最低350時間（A1:100時間、A2：100時間、B1：150時間、単位時間ではない。）以上とする。
- 漢字を含む文字指導については、漢字圏・非漢字圏、識字の状況などの学習者の背景や年齢などを踏まえて適切な学習時間を確保すること。

Ⅲ 生活分野 4. レベル設定及び学期

- 定期的に学習評価の機会を設けるため、当該課程の修業期間を通して学習することを前提とした上で、修業期間を適切に区切った学期を定めること。
- 学期を定める際は、各課程の設置目的と到達目標、修業期間、総学習時間を勘案し、1 週当たりの授業時間数、修了までの週数、学期ごとの到達レベル、到達目標を設定し、必要となる学習時間数を定めること。
- レベルは、「日本語教育の参照枠」に対応させながら設定する。
- 学期ごとに学習成果の評価として、評価基準を学習者に公表した上で到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施すること。

- 各課程においては、課程全体の到達レベル、到達目標を定めた上で、各学期の授業科目、単元（ユニット、モジュール）ごとに（１）～（３）の学習内容を踏まえて学習目標を定めること。

（１）日本語能力【必須】

- ・「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（会話・発表）」「書くこと」）別にCan doで学習目標を示すこと。
- ・方略（ストラテジー）能力についても日本語能力の一部として学習活動を行うこと。
- ・異文化間能力のほか、日本語学習などに関する意欲・態度についても学習目標として定めることが望ましい。

（２）学習を自ら管理する能力【必須】

- ・自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てること。
- ・学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすること。

（３）推奨する学習内容

- ・社会・文化的情報：社会・文化について日本語で学ぶ活動
- ・交流・体験活動：地域の方々との交流、地域イベントのなどへの参加や地域の公共施設等の訪問
- ・総合学習：地域が抱える課題などについて考える活動など

Ⅲ 生活分野 6. 授業科目

- 各課程の編成においては、学期ごとの到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえて授業科目を定めること。
- 授業科目ごとに適切な学習時間、到達レベル、到達目標、学習内容を踏まえた学習目標、学習成果の評価方法、学習内容、教材を定め、学習者と評価基準を共有すること。
- 日本語学習の経験がない者が、B1以上の日本語能力を身に付けることができる課程の各学期において、五つの言語活動を扱う科目を定めること。
- 各課程の設置目的、育成する日本語能力を勘案し、聴解、会話などの個別の言語活動を扱う科目だけでなく、複数の言語活動を扱う言語活動統合型の科目設置についても考慮しつつ、学期に設置される科目全体で五つの言語活動を扱うこと。
- 分野の特性や学習ニーズをふまえ、必要に応じて、五つの言語活動以外に必要な科目と教育内容を組み込むこともできる。その際、科目の目的を明らかにすると同時に、収容定員等、定められた基準の範囲内で実施すること。

Ⅲ 生活分野 7. 教材等

- 学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成するものとする。
- 各課程の目的と学習目標に応じて、地域の自治体などが発行する広報誌や防災マップ、ごみの分別表などを活用して学習活動を設計したり、行政担当者や自治体、町内会の役員などの人材（リソースパーソン）を活用する学習活動を実施したりすることを推奨する。
- 市販教材、独自に作成した教材を使用する際は著作権を侵害することのないように注意すること。

Ⅲ 生活分野 8. 学習成果の評価

- 各課程は、学習目標の設定から学習成果の評価方法、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成すること。
- 学習成果については、課程全体、学期、授業科目、単元（ユニット、モジュール）ごとに評価を行うこととし、評価活動そのものを課程の学習活動に組み入れ、学習者と評価基準を共有すること。
- 特段の事情がある場合を除き、外部の大規模試験を利用した日本語能力評価を求めない。
- 各課程では日本語教師や学習支援者、学習者のまわりの人々などによる形成的なフィードバックや自身の学習を管理、調整する能力を育成するための振り返り活動等を重視しているため、多様な方法を組み合わせた評価活動を学習活動として実施すること。

Ⅲ 生活分野 9. 課程の修了要件

課程の修了については、各課程で定めた到達目標の達成度や出席率などを踏まえた修了要件を設け、課程の開始時に学習者に伝えること。

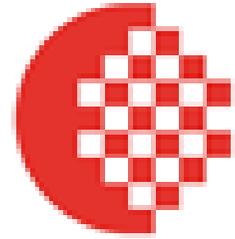
別表 言語活動ごとの目標（留学分野・就労分野・生活分野）

- 別表は言語活動ごとに、レベル、目安となる学習時間、レベル別の目標を示したものである。
- レベル到達に必要なとされる学習時間は3分野共通のものである。
- 学習時間は、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月29日文化審議会国語分科会）で示された学習時間の考え方を踏まえ、目安として以下を示す。

（学習時間の目安）

到達レベル	想定学習時間（単位時間：45分/単位）
～ A 1	100～150時間（134～200単位時間）程度
A 1 ～ A 2	100～150時間（134～200単位時間）程度
A 2 ～ B 1	150～220時間（200～294単位時間）程度
B 1 ～ B 2	350～550時間（467～734単位時間）程度
B 2 ～ C 1	350～550時間（467～734単位時間）程度

- 各分野における言語活動ごとの目標は、言語能力に関して、「日本語教育の参照枠（報告）」で示されている「言語活動別の熟達度」、「活動Can do」、各分野における事例を参考に、分野の特性をふまえて記述されたものである。



文化庁